

未来の千葉市農業創造事業(みどりの食料システム戦略タイプ)補助金のご案内

1 事業の目的

本事業は、省エネルギー設備等の促進を通じ、農業分野の環境負荷低減と生産性の向上を目的とします。

2 補助対象事業者

農業協同組合、農業法人及びその他農業者の組織する団体で市長が適當と認める団体、認定農業者、又は農業者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者又は認定志向農業者を1経営体以上含む団体。

3 補助の制限

同一の補助事業者が、本事業の補助金を受けることができる回数は、同一年度内で1回となります。

4 補助対象事業

補助事業者が行う事業で次に掲げるものとします。

- (1) ヒートポンプ導入
- (2) カーテン等保温設備施設整備

循環扇、送風ダクト、変温管理装置、局所加温装置、内張（固定・カーテン等）被覆資材等。

ただし、(2)については、(1)のヒートポンプ導入を前提とし、(2)のみの導入は認められません。

5 補助対象経費

事業の実施に要する機械設備等の導入に係る経費。

ただし、消費税及び地方消費税相当額を除きます。

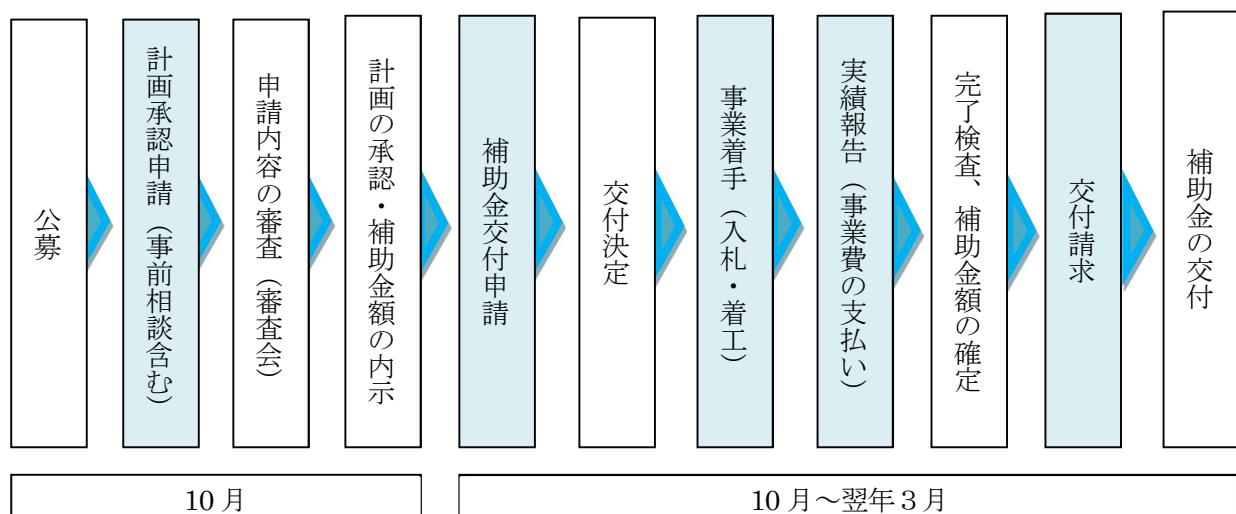
6 補助率

補助対象経費の10分の5以内（予算の範囲内）とします。

ただし、1,000円未満の端数は切り捨てます。また、1事業者当たりの補助額の上限は1,000万円とします（予算の範囲内）。

7 補助金交付の流れ

補助金申請、交付の流れ、およびそのスケジュールは以下のとおりです。



※  ・・・補助金の交付対象の事業者が行うこと。

 ・・・千葉市が行うこと。

8 申請手続き

千葉市経済農政局農政部 農政センター 農業生産振興課 持続型農業推進班

千葉市若葉区野呂町714-3

TEL: 043-228-6278 FAX: 043-228-3317

E-Mail: seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp